

千歳市立図書館 雑誌スポンサー制度 募集要項

1 雑誌スポンサー募集の目的

千歳市立図書館が雑誌を広告媒体として活用することにより、地域による図書館サポートの仕組みづくりを推し進め、図書館の新たな図書資料を確保し、もって市民に対する図書館サービスの向上に資することを目的として、雑誌スポンサー制度を運用します。

2 スポンサー制度の内容

スポンサーは、図書館が指定する雑誌リストの中から雑誌を選定し、広告掲載料として当該雑誌の購入費用相当分を負担することにより、最新号雑誌カバーの表面にスポンサーの名称を、裏面に広告を掲載することができます。

3 スポンサー及び広告の対象

- (1) スポンサーは、企業、個人の事業者及び公共的団体又はこれに類する者で、個人は除きます。また、千歳市広告掲載基準(平成23年11月28日市長決裁。以下「広告基準」という。)第4条に該当する業種及び事業者に係るものは対象としません。なお、広告掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とします。なお、その際の費用の返金等は一切行いません。
- (2) 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼等を損なうおそれのないものとし、広告基準第5条に該当するものは対象としません。

4 雑誌の選定

図書館の指定する雑誌リストの中から希望する雑誌を最大3誌まで選定できます。

5 広告規格・掲載方法

- (1) 選定した雑誌の最新号カバー表面に、スポンサーのお名前を掲載します。
表示の大きさ 縦4cm、横13cm以内。白地に黒の印字。
貼り付け位置 カバー底辺から5cm上方。ただし、選定する雑誌によって書架が異なりますので、表示位置が上部となる場合があります。
- (2) 最新号カバーの裏面に広告を1枚掲載できます。
広告は、当該誌の最新号カバーに収まるサイズとし、片面印刷のものをご用意下さい。
- (3) 掲載期間
掲載期間は契約期間内とします。ただし、掲載開始は代金支払い確認後とします。
- (4) 雑誌の配架位置は図書館が決定します。

6 契約期間

契約期間は原則1年間とし、年度途中からの場合は図書館が掲載を決定した月の翌月から当該年度末までとします。ただし、期間満了の3か月前までに、図書館又はスポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は、自動的に期間を1年間継続するものとし、その後も同様とします。

7 広告料の額

雑誌購入費用相当分の負担をもって広告掲載料とします。

8 申込み

お申込みは随時受付します。

9 申込み方法

雑誌スポンサー制度申込書(第1号様式)に必要事項を記入のうえ、お申込みください。

- (1) 申込書に押印(法人・団体の場合は代表印)し、下記の書類を添付して直接ご持参いただくかご郵送下さい。
- (2) 申込書に添付する書類
 - ・ 広告図案
 - ・ 法人、団体の場合は、会社概要等、業種等が判別できる資料

1 0 スポンサー及び広告内容の審査

お申込みいただいた際は、別に定める「千歳市立図書館 雑誌スポンサー制度実施要綱」に照らし、審査を行います。

1 1 広告掲載の承認

審査結果については、雑誌スポンサー承諾(不承諾)決定通知書(第2号様式)により通知します。

1 2 契約

スポンサーを決定した際は、覚書(第3号様式)により契約を締結します。

1 3 広告料のお支払い方法

ご負担いただく雑誌購入費用相当分のお支払いは、図書館が指定する口座にお振込みください。

(1) お支払いは一括先払いとします。

(2) 支払方法は、口座振込によるものとし、振込手数料等代金の支払いに必要な一切の経費はスポンサーの負担とします。

(3) 費用をご負担いただいている雑誌が休刊及び廃刊となった場合は、図書館と協議のうえ、別の雑誌に広告を振替えていただきます。

なお、これにより広告料に過不足が発生した場合であっても、追加徴収及び返金は一切行いません。

1 4 広告内容の変更

広告内容は半年毎に変更することができます。内容を変更する場合は、変更しようとする日の2か月前までに、広告内容変更申出書(第4号様式)により図書館と協議していただきます。

1 5 広告掲載の中止

広告の掲載を中止する場合は、中止を希望する日の2か月前までに中止届出書(第5号様式)により届出ていただきます。

附 則

この要項は、平成27年8月1日から施行する。